

令和 7 年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 商法

【出題趣旨】

商法の入学選抜試験の出題趣旨は、法科大学院の既修者としての商法の知識や学力といった能力を十分に身に付けているかどうかを厳正かつ客観的に判定するものである。出題される問題は、商法の主要科目である会社法の内容を中心としている。

そして、会社法の横断的知識の修得を判定するという入学選抜試験の趣旨から、会社法の総則・機関等（会社の種類及び性質等）、株式会社の設立の規制、株式の性質、株主の地位、株主総会の意義と招集等、取締役と代表取締役の意義や任期等、取締役会の権限と手続、監査役・監査役会等の意義と役割、株式会社の計算又は社債、持分会社の意義と性質、会社の組織再編等を出題範囲としている。

出題される試験問題は、商法における重要科目である会社法の条文とそれに関する主に最高裁判所の判例を中心としている。出題される問題の内容は、代表的な教科書や判例集の学習を前提として出題されているものである。

出題の形式としては、商法は短答式を採用している。全体は 15 の設問から構成されており、2 つの内容に分けられる。第 1 に、第 1 問から第 10 問においては、5 つの選択肢の記述の中から会社法の条文ないし判例の趣旨に照らして、正しいもの又は誤っているものを選択するものである。第 2 に、第 11 問から第 15 問においては、会社法の重要な条文等に関する記述の空欄について、5 つの中から適切なものを 1 つ選択するものである。

【採点基準】

商法の入学選抜試験の採点基準は、商法の主要科目である会社法の条文の正確な知識と最高裁判所を中心とする判例の知識を身に付けているかどうかについて、客観的な観点から厳格に判定するものである。会社法の重要な条文と各種の判例は、法科大学院の学習、ひいては司法試験の受験においてきわめて重要な基礎となるものである。そのため、法曹資格を得るための法科大学院に入学する際には、そうした能力の修得が必須のものとして求められる。

採点基準は、商法上の重要科目である会社法の条文とそれに関する最高裁判所の判例の内容等を踏まえて、具体的かつ客観的に設定されている。解答は、代表的な教科書や判例集を活用した学習により、確実に可能となるよう周到に配慮されている。採点はそうした点を考慮した上で、受験者の能力を判定するものとしてきわめて厳正に行われている。そこで、入学者の法曹としての適性ないし高水準の質の確保が十分になされうることになる。

商法の具体的な配点は、40 点満点になる。前述したように商法の出題問題の全体は 15 の設問から構成されており、2 つの内容に分けられ、その内容に応じて配点が設定されている。第 1 に、第 1 問から第 10 問の配点は、各 3 点であり、10 問の設問で合計 30 点になる。第 2 に、第 11 問～第 15 問の配点は、各 2 点であり、5 つの設問で合計 10 点となる。全体を合計すると、40 点満点となる。

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第三期入試 民事訴訟法

【出題趣旨】

民事訴訟法の出題趣旨は、本法科大学院で学ぶために必要とされる基礎的な知識と素養が修得されているかどうかをみることにあります。

具体的には、法学部修了程度の知識（民事訴訟法の教科書や体系書などの読解をつうじた条文の理解、重要な判例や論点の把握）を踏まえつつ、民事手続の法的な主体、その行為の法的な性質や法的な効力などについて、自分なりに応用することで解答できるような問題となっています。

【採点基準】

特別の採点基準はありません。民事訴訟法の条文や判例、学説などから導き出せる正解が選択されているかどうかによります。

以上

令和 7 年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 刑事訴訟法

【出題趣旨】

各問について、それぞれ、次の論点に関する条文、判例、学説の基礎的な知識・理解を問うています。

		正解	配点（空欄は 3 点）
問 1	捜査の端緒	2	2
問 2	強制処分と任意処分	3	
問 3	私人による現行犯逮捕	1	
問 4	別件逮捕・勾留	4	
問 5	捜索・差押えの手続	5	
問 6	被疑者の取調べ	4	
問 7	弁護人の活動	3	2
問 8	捜査の終結と事件処理	5	
問 9	訴因の変更	5	
問 10	第一審公判手続の順序	5	2
問 11	被害者参加制度	5	2
問 12	証拠法と憲法	4	
問 13	伝聞証拠の証拠能力	2	
問 14	自白の証拠能力	5	2
問 15	択一的認定	2	

以上